

ふるさと納税

ふるさと納税の制度開始から数年が経過し、利用者も当初より増加しています。所得税上は所得控除による軽減、個人住民税上は税額控除されることとなり、また、この制度を利用することで、その都道府県・市区町村の独自の特典を受けることができる等のメリットが存在します。今回はその内容をご説明します。

1. 制度の概要

「納税」という言葉を含みますが、実際は、都道府県・市区町村に対する寄附金です。寄附（ふるさと納税）することで、その寄附金の内、2千円を超える部分が一定の上限まで原則として所得税（所得控除による軽減）・個人住民税（税額控除）から控除されます。

控除を受けるためには、寄附した自治体から発行される証明書をその年度の確定申告で添付する必要があります。

また、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも控除の対象となります。

(例) 年収700万円の給与所得者（夫婦、子供なし、所得税率20%）が3万円を寄附した場合

・寄附金の内、2千円は摘要範囲外

・所得税… $(3万円 - 2千円) \times 20\% = 5,600円$

所得控除28,000円により、5,600円の税額軽減

・住民税… $(3万円 - 2千円) \times 10\% = 2,800円$ 税額控除

・住民税（特例控除）… $(3万円 - 2千円) \times (100\% - 10\% - 20\%) = 19,600円$ 税額控除

※ 収入金額、家族構成等により、控除される金額が変わりますので、注意が必要です。

2. 寄附金(2千円を除く)が全額控除される目安

収入金額、家族構成別に、全額控除される寄附金の金額の目安を一覧表でお知らせします。

(単位：円)

給与収入	独身	夫婦	夫婦(共働き) 子1人(大学生)	夫婦子1人 (高校生)	夫婦(共働き)子2人 (大学生と高校生)	夫婦子2人 (大学生と高校生)
350万円	20,000	16,000	14,000	12,000	9,000	5,000
400万円	24,000	20,000	18,000	16,000	13,000	9,000
450万円	30,000	24,000	22,000	20,000	18,000	13,000
500万円	34,000	30,000	27,000	24,000	22,000	17,000
550万円	38,000	34,000	33,000	30,000	27,000	22,000
600万円	43,000	39,000	37,000	35,000	33,000	27,000
650万円	54,000	43,000	42,000	39,000	37,000	33,000
700万円	59,000	55,000	53,000	44,000	42,000	38,000
750万円	65,000	60,000	59,000	56,000	54,000	43,000
800万円	71,000	66,000	64,000	61,000	60,000	55,000
850万円	76,000	72,000	70,000	67,000	65,000	61,000
900万円	82,000	77,000	76,000	73,000	71,000	66,000
950万円	88,000	84,000	82,000	79,000	77,000	72,000

上記の金額は、あくまでも目安です。

正確な計算、上記の範囲外の収入金額、家族構成に関してはお問い合わせください。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL06-6930-6388 HPアドレス <http://kubokaikei.com/>